

むらびと芸術館

俳句(火の国俳句会)

サッカーのテレビ観戦着ぶくれて
山峡の山峡こそその紅葉かな
自然薯の全き白を嚙りけり
大根干済めば済んだて慌し
吹き荒ぶ風にシヤキツと葱の列

兼題「新年」

老いざまは老いざまのまま年迎ふ
子を育て孫を遊ばせ喜寿の春
正月とて猫は土間にて長くなり
助け合ふ道一筋や初明り
味噌雑煮娘に伝へるや祖母の味

肥後狂句

お正月 世界の平和祈ります
お正月 めでたくもない年をと
お正月 先祖に父母に先づ感謝
お正月 でも年なりに生きる爺

短歌

ほころびを紡いで袖を通しおる
綿入れ半纏十年目の冬
ひさかたの散歩存分歩きたし
体調すぐれぬこのごろの我

俳句 道半ば 夢は阿蘇野を 吹きすさび
川柳 一族の 何処か似ている いとこ会

松岡 京雲
松岡 京雲
松山みなみ

下田喜八郎

藤本じゅん子
藤本 蘇水
藤本 征男
中島 敬吾
松嶋よう子
菊池 蘇水
藤本じゅん子
中島 敬吾
藤本 征男
松嶋よう子

皆さんの作品を掲載します

「広報 みなみあそ」では、団体加盟の作品の他、村民の皆さんの作品をお待ちしています。俳句や短歌、イラストなど、どしどしお寄せください!

〈提出日〉毎月5日締め切り
〈宛先〉〒869-1404 南阿蘇村大字河陽1705-1 南阿蘇村役場政策企画課企画係
〈Eメールアドレス〉

skikaku@vill.minamiaso.lg.jp
〈お問い合わせ〉政策企画課企画係 TEL0967 (67) 2230

※作品を提出される際は、必ず「お名前」「連絡先」をご記入ください。

南阿蘇

消費者相談室から

Vol.117

国民生活センターでは、毎年、消費者問題として社会的注目を集めたものや、消費生活相談の特徴的なものなどからその年の「消費者問題に関する10大項目」を選定し公表しています。2022年の10大項目は以下の通りです。

この中で、ピンと来るものはありますか？

- 18歳から大人に 4月から改正民法施行
- SNSやマッチングアプリをきっかけに詐欺的トラブル目立つ
- 海産物の送り付け商法 高齢者の割合も多く
- ウクライナ情勢を悪用 詐欺やトラブル発生
- 霊感商法 対策検討会で提言まとめる
- 生活必需品の値上げ相次ぐ 急激な円安も
- 新型コロナウイルス感染症の一般用抗原定性検査キット初承認、ネットでの購入も
- 再発、子どもの誤飲事故 折りたたみ式踏み台による負傷事故も
- 消費者契約法・消費者裁判手続き特例法 通常国会で改正
- 消費生活相談のデジタル化 アクションプランを公表

お問い合わせ

南阿蘇消費者相談室 TEL0967 (67) 2244
相談日 火曜・木曜日 午前10時～午後3時 南阿蘇村役場総務課
高森町消費者相談室 TEL0967 (62) 1111
相談日 月曜・水曜・金曜日 午前9時～午後4時

改正民法の施行により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことにより、消費者被害に遭う若い人が増えました。18歳で契約の全てに責任を持たねばなりませんので、相応の知識が必要になりますが、まだまだ啓発が足りていないのが現状です。

また、SNSやマッチングアプリをきっかけとした消費者トラブルは、老若男女問わず発生しています。他人事ではなく、まさに多くの方が渦中にあります。トラブルに遭っていることに気づいていない可能性もあるのです。くれぐれも、ご注意を!

さらに、直近では霊感商法への対応の強化などにも注目が集まりました。大きな社会問題へ繋がったのは、消費者ひとりひとりの声があったからです。声を挙げることには、大きな意味があります。

来年度も、どうぞお気軽に、南阿蘇消費者相談室に、一消費者の声を挙げてください。

